# 船橋市立若松小学校後援会会則

# 保存版

## 第一章 総 則

(名称、事務局)

第1条 本会は、船橋市立若松小学校後援会と称する。事務局は、若松小学校内に 置く。

(目的)

第2条 本会は、若松小学校の教育機能の充実並びに児童の健全育成を図ることを 目的とする。

(方針)

- 第3条 本会は、次の方針に沿って前条の目的を達成する。
  - (1) 本会の目的に合致する他団体及び機能とは進んで協力し学の発展を図る。
  - (2) 本会は、教育のための民主団体として活動し、会・役員・委員及び 委員会の名において営利的、思想的、宗教的、政治的活動及びそれらの団体 とは関与しない。
  - (3) 本会は、自主独立の団体であって、他のいかなる団体及び機関の支配、 統制、干渉を受けない。

(活動)

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
  - (1) 学校と家庭との連絡提携に関すること
  - (2) 児童の幸福と成長に関すること
  - (3) 教育の振興と環境整備に関すること
  - (4) その他、目的達成のために必要な事業

# 第二章 会 員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童のすべての保護者及び本校の教職員で 組織する。
  - 1 会員は、本会の活動に積極的に協力する義務を有する。

## 第三章 役 員

#### (役員の定数)

第6条 本会業務執行のため、次の役員をおき会員をもってこれにあてる。

(1)会長 1名

(2) 副会長 3名(内1名は教頭)

(3)会計監査 2名

(4)会計 2名

(5)書記 2名

(6) 学級理事 各学級から若干名選出する

#### (役員の選出)

第7条 役員は次の通り選出する。

- (1)会長は、本部及び定例理事会にて選出し、総会の承認を得る。
- (2) 本部役員は、各学年1名選出し、総会の承認を得る。
- (3) 学級理事は総会の承認を得る。
- (4) 部長及び副部長は各部とも互選により選出し、総会の承認を得る。

#### (役員の任期)

第8条 役員の任期は次の通りとする。

- (1)役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 年度の途中において欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の 残任期間とする。

#### (役員の任務)

第9条 役員の任務は次通りとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるいは病気時は、その任務を代行する。
- (3)会計監査は、年2回本会の経理を監査する。
- (4) 会計は、本会の経理を司る。
- (5) 書記は、議事録・書類等の作成を行い、これを保管する。
- (6) 理事は、本会の運営に関し立案審議し、これを決議執行する。

#### (顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。定例理事会の決議を経て 会長が委託する。

## 第四章 会 議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、定例理事会及び運営委員会とし、会長が招集する。

(総会)

- 第12条 総会は次の通りとする。
  - 1 総会は、年1回4月又は5月に開催し、次の事項を審議決定する。
- 但し、必要のある場合は、臨時に開催することができる。
  - (1) 会務の報告承認に関する事項
  - (2)決算並びに予算の承認に関する事項
  - (3) 事業計画承認に関する事項
  - (4) 会則の改正承認に関する事項
  - (5)役員承認に関する事項
  - (6) その他必要と認めた事項
  - 2 総会の承認・議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

#### (定例理事会)

- 第13条 定例理事会は、会長・副会長・会計・書記・各部部長及び副部長・ 学級理事・教職員理事をもって構成し、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画並びに運営に関する事項
  - (2) 補正予算に関する事項
  - (3) 会則の改正に関する事項
  - (4)総会に付議する事項
  - (5) その他必要と認めた事項

#### (運営委員会)

- 第14条 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記をもって構成し、次の事項を 審議する。
  - (1) 定例理事会に付議する事項
  - (2)総会並びに定例理事会の決定に基づき本会の運営を執行する事項
  - (3) その他必要と認めた事項

# 第五章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付及びその他をもってこれにあてる。

(会費)

第16条 会費は次の通りとする。

- (1)会費は、児童1名につき年1回2,400円を一括納入するものとする。 但し、1家庭につき4名以上の児童が在籍する場合は3名分の納入とする。
- (2) 転入生については、児童1名につき- $_{\tau}$ 月200円とし、入会の月から3月分までを一括納入する。

但し、1家庭につき4名以上の児童が在籍する場合は3名分の納入とする。

- (3) 転出の場合は返金しないものとする。
- (4)会長が特に必要と認めたときは、会費の全部または一部を免除することが できる。
  - ※生活保護を受給されている世帯の方に関しての会費は免除することができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

# 附則

この会則に定めるものの他必要な事項は定例理事会でこれを定める。

この会則は、昭和44年6月1日より実施する。

昭和56年5月13日 会則一部改正

平成 元年5月13日 会則一部改正

平成 2年5月16日 会則一部改正

平成 5年5月 会則一部改正

平成 7年5月 2日 会則一部改正

平成 8年5月 1日 会則一部改正

平成10年5月 1日 会則一部改正

平成11年4月30日 会則一部改正

平成12年5月 2日 会則一部改正

平成15年5月 7日 会則一部改正

平成16年4月27日 会則一部改正

平成19年5月11日 会則一部改正

平成 2 2 年 5 月 7 日 会則一部改正 平成 2 3 年 5 月 6 日 会則一部改正 平成 2 5 年 5 月 1 0 日 会則一部改正 平成 2 6 年 1 1 月 会則一部改正 平成 2 9 年 4 月 会則一部改正 令和 2 年 6 月 会則一部改正 令和 3 年 5 月 会則一部改正

### 内 規

- 1 定例理事会の議長は、副会長が行う。
- 2 理事の任期は、総会より翌年の総会までとする。
- 3 一般会計の他に、特別会計を設けることができる。
- 4 慶弔費の規定は別に定める。

## 慶弔規定

- 1 慶 事
  - ア 教職員の表彰等は、校長に一任する。
  - イ 教職員の転出、退職の際は餞別として花束等を贈る。
- 2 弔 意、見舞い、その他
  - ア 後援会員(児童の両親)が死亡したときは供花を贈る。
  - イ 児童本人が死亡した時は、供花を贈る。
  - ウ 会員及び児童が災害にあった時は、5.000円の見舞金を贈る。
  - エ その他に関しては役員会に諮り決定する。

# 表彰規定

- 1 この規定は、若松小学校における後援会振興、発展に関し、特に功績のあった 個人の表彰に必要な事項を定める。
- 2 表彰は、功労者、協力者等その他定例理事会で認めた者についてこれを行う。
- 3 表彰者は、本部役員を経て、理事会でこれを承認する。
- 4 表彰の内容は、表彰状または感謝状を授与とし、記念品等を贈ることができる。

その他、この表彰規定に関わらず後援会役員を務めた者には、任期後に記念品を 贈呈する。